

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

国 事業復活支援金

① 中小法人等

売上高減少率、年間売上高に応じ

上限最大60万円～250万円

を支給

② 個人事業者等

売上高減少率に応じ

上限最大30万円～50万円

を支給

【申請期間：令和4年1月31日～5月31日】



併給可能

第14期の申請期間を
4月6日まで延長！

(1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
(2)令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に対し、
基準期間の売上高-対象月の売上高×5か月分を支給
<給付上限額>

① 中小法人等

- ・売上高減少率▲50%以上：
年間売上高に応じて100万円～250万円
- ・売上高減少率▲30%以上50%未満：
年間売上高に応じて60万円～150万円

② 個人事業者等

- ・売上高減少率▲50%以上：50万円
- ・売上高減少率▲30%以上50%未満：30万円

【国】事業復活支援金

申請者専用相談窓口
0120-789-140
(毎日8時半～19時)



県 福岡県感染拡大防止協力金

① 中小企業

〔第14期、第15期〕

2.5万円～10万円/日を支給

② 大企業

売上高減少額の4割/日を支給

【申請期間(第14期)：令和4年2月21日～4月6日】

【申請期間(第15期)：令和4年3月7日～4月6日】

県の要請に応じ、

〔第14期〕令和4年1月24日から2月20日

〔第15期〕令和4年2月21日から3月6日

の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者に、

①**中小企業**は、1日あたり売上高(前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高)および選択した要請内容に応じて

〔第14期、第15期〕**2.5万円～10万円/日**を支給
※売上高方式のほかに売上高減少額方式も選択可

②**大企業**は**1日あたり売上高減少額**(前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高から今回の時短要請月の売上高を引いたもの)

の4割を支給

※選択した要請内容に応じて上限あり

【県】福岡県感染拡大防止協力金

コールセンター
0120-567-918
(毎日9時～17時)



市 事業者向け支援金等 申請サポート事業

国「事業復活支援金」の

事前確認専用窓口を新たに開設

【事前確認専用窓口 開設日：令和4年2月7日 10時～】

登録確認機関(融資を受けた金融機関、所属する商工会議所等)との関係がなく、「事業復活支援金」の事前確認※ができない市内事業者を対象に支援
※過去に、国「一時支援金」または「月次支援金」を受給した事業者は事前確認は不要

【市】福岡市事前確認窓口
092-600-1142
(平日9時～17時)



3月4日現在の情報です。 各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

福岡市 コロナ支援

検索

事業者向けの主な支援制度

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もろえる）	<p>雇用調整助成金</p> <p>特例措置はR4.6末まで延長</p> <p>労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15</p> <p>【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日祝日対応）</p>
	<p>事業者向け支援金等</p> <p>実施期間をR4.6末まで延長</p> <p>申請サポート事業（サポート金の支給）</p> <p>国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援 （上限5~10万円、支援制度によって異なる）</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p> 
	<p>福岡市新規創業促進補助金</p> <p>国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援</p>	<p>【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00</p>
融資（かりる）	<p>福岡市商工金融資金制度</p> <p>・経営安定化特別資金（特例枠）（保証料ゼロ、融資利率1.3%） ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号または危機関連保証の市の認定が必要となります。</p>	<p>【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00~16:30</p> <p>※取扱金融機関（お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）</p>
	<p>日本政策金融公庫の特別貸付</p> <p>・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け</p>	<p>・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00</p> <p>・土曜電話相談（9時~15時） 小規模事業者・個人事業主0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478</p>
相談したい	<p>事業者向け共同相談窓口</p> <p>福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が連携のうえ、経営相談窓口を設置</p>	<p>福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00（12~13時除く）</p>
	<p>事業者向け支援金等</p> <p>実施期間をR4.6末まで延長</p> <p>申請サポート事業（相談対応）</p> <p>事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、専用相談サポーターが無料で訪問し対応 ※訪問の対象となる支援金等には限りがあります。</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p> 